

「障害者差別解消法」スタート

障がいのある人への差別をなくして ともに生きるまちをつくりましょう



1. コミュニティバスかつば号には低床車両

が3台あり、車いすでの乗降時は乗務員

がお手伝いします。ご利用の際は事前に

関東鉄道(株)つくば中央営業所へご連絡

(☎029-836-1145)ください。

2. 取り外し式のスロープを使って車

いすの昇降をお手伝いします。座席

の一部を跳ね上げてスペースを確保

します。

3. 車いすが安定するように専用の

フックで固定します。

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」がスタートします。この法律は、障がいのある人もない人も、だれもがお互いの人格と個性を尊重し合い、同じように学び、働き、暮らすことができる共生社会をつくることを目的としています。

この法律の対象となるのは、国・県・市などの行政機関と会社やお店などの民間事業者です。市では、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」の禁止と、「合理的配慮」への取り組みを一層進めていきます。民間事業者では「不当な差別的取り扱い」が禁止され、「合理的配慮」への努力が求められます。

一般の住民の皆さんに課せられる義務などはありませんが、障がいを理由とした差別をなくし、だれもが住みやすいまちにしていくためには、一人ひとりが差別に気づき、差別を解消することが大切です。

対象となる「障がいのある人」とは…

この法律の対象となる「障がいのある人」は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいがある人で、障がいそのものや、障がいのある人が暮らす上で妨げとなる制度や慣行など「社会の壁」によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障がい者手帳を持っていない人も含まれます。

障がいを理由とした差別

障がいを理由とした差別には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮を提供しないこと」があります。

「不当な差別的取り扱い」

障がいを理由として商品やサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

（例）

- 障がいを理由に窓口での対応を後回しにする。
- 障がいがあることを理由にアパートなどの部屋を貸さない。
- 車いすを利用していることを理由にレストランなどへの入店を断る（図1）。 ……など

図1.「不当な差別的取り扱い」例



車いすを利用していることを理由にレストランなどへの入店を断る

「合理的配慮を提供しないこと」

障がいのある人が何らかの配慮を求めても、暮らす上での妨げとなる「社会の壁」を取り除くなどの、必要な便宜を図らないことです。

（例）

- 会議などで、障がいのある人から分かりやすく説明してくれる人が必要だと申し出があったが、何も対応しなかった。
- 視覚障がいのある人へ、細かい字で書かれたパンフレットしか提供しなかった。
- 聴覚障がいのある人へ、必要な情報提供を音声でしか行わなかった。 ……など

図2.「合理的配慮」として好ましい例



視覚障がいのある人へ、記載されたメニューやサービスの内容をスタッフが読みあげて説明する

できるところから取り組みを！

民間事業者	個人
事業を継続する上で過剰な負担とならない範囲で、「社会の壁」を取り除くため、ご協力ください。 （例） ●車いす利用者などのため、店舗などの入口にスロープを設ける。 ●視覚障がいのある人へ、記載されたメニューやサービスの内容をスタッフが読みあげて説明する（図2）。 ●聴覚障がいのある人へ、筆談や手話など音声とは違う方法で説明する。 ……など	障がいのあるなしに関わらず、一人ひとりの違いを理解し助け合いましょう。 （例） ●障がいのある人が困っているのを見かけたら、声をかけて協力を申し出る。 ●点字ブロックの上に、自転車などの障がい物を置かない。 ●災害や緊急時に自分がそばにいた場合は、できるだけ一緒に行動する。 ……など

問 社会福祉課 ☎1711、1712